

幕末の藩政治と維新への対応形態

藤野, 保
九州大学九州文化史研究施設

<https://doi.org/10.15017/7178557>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 14, pp.1-34, 1969-03-31. Kyushu Bunkashi Kenkyusho, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



幕末の藩政治と維新への対応形態

藤野保

は し が き

戦後の幕末・維新史研究の主流は、いわゆる西南雄藩討幕派史観にあつた。明治維新への変革を担当した主体勢力が西南雄藩にあつたところから、ここでは、西南雄藩における変革主体、いいかえれば、外圧という国際的条件のもとで、討幕派がどのようにして形成されてきたか、ということをも主な分析の対象としてきた。いわゆる薩・長・土・肥の西南雄藩が問題にされたのも、この意味においてである。

しかし、明治維新はそれらひとにぎりの雄藩における討幕派の単線的な形成の結果として成立したのではなく、幕府および佐幕諸藩、討幕派の雄藩および中小諸藩、さらには日和見諸藩等々の複雑な相互依存・対立・静観の総過程のなかから成立する。幕末・維新史の全映像を描き出すためには、従来研究の谷間とされた討幕派の中小諸藩および佐幕諸藩の個別分析を推進することが当面の課題となる。そのうに、幕府および雄藩を包括する幕末・維新のダイナミックな総合研究を展開する必要がある。

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

本稿は、先の論稿⁽¹⁾につき、そうした課題に迫るために、討幕派の中小諸藩のなかから、六万一、七〇〇石⁽²⁾の肥前平戸藩（外様）を選び、同藩の幕末・維新时期における政治動向を考察しようとするものである。その際、平戸藩の政治動向が藩の基本体制⁽³⁾——とくに農村構造との関連において究明されなければならないが、本稿では、とくに外圧という国際的条件のなかで、中央政治（幕府・京都）および地方政治（諸藩——とくに隣接諸藩）の複雑な推移、交渉、対立、相互関係・作用といった多面的な政治過程のなかから、個別藩における維新への対応形態↓藩論（ここでは倒幕論）が、どのようにして形成されてくるか、という問題を中心に考察を進めたい。ただし、政局の激動期における個別藩の行動様式・態度決定は、以上みる多面的な政治過程および政治諸勢力に対応しかつ規定されざるをえないからである。それは同時に、幕末の政治史を藩を乗り越えた地域史（ここでは北九州）の次元にまで高め再構成していく作業の一環をなすものであり、従来の一藩単位からおこなうストレートな維新史研究に対する反省の意味をもつ。さらに平戸藩の個別事例は、王政復古のクーデター、つづく戊辰戦争勃発後討幕を決定した諸多の藩の考察に、一つの素材を提供することになる⁽⁴⁾。

そこで、まず考察は、この藩の天保期前後における藩政の動向の分析よりはじめられる。

〔註〕

- (1) 藤野 保「幕末・維新时期における小藩の構造とその動向——討幕派第二グループの動向をめぐって——」（『史林』四六ノ五）。
- (2) 平戸藩の朱印高は六万三、二〇〇石（「平戸分領並彦岐嶋田畠惣目録」（慶長九年）であったが、四代藩主鎮信（天祥）の寛文四年に、従弟松浦信貞に今福一、五〇〇石を分封（信貞は旗本となる）したため（「家世統伝」三）、その後朱印高は六万一、七〇〇石となった。
- (3) 平戸藩制の成立過程およびその後の藩政の推移↓藩政改革・財政構造等については、藤野保『幕藩体制史の研究』第三篇第二章「平戸藩」・「大名領国における采割符制の変遷と商人の動向」（『史淵』一〇〇輯）・「幕藩制後期における大名の財政構造」（『九州文化史研究所紀要』一一号）参照。

(4) 本稿で用いる史料は、とくに断わらない限り、「松浦史料博物館」所蔵の史料による。ただし、刊本史料のものは、検索の便宜のため当該本の巻数および頁数を示す(『集成』は『平戸藩法令規式集成』を、「御家老日記」・「年寄方日記」・「御用人日記」・「亀岡随筆」・「幹字公編年実録」・「幹字公御伝」・「勿懈洞御日記」等は『松浦詮伯伝』一の収載頁数を示す。

一 天保期前後の藩政の動向

文化三年十一月、寛政期の広汎な藩政改革を主導した清(静山)に代つて一〇代藩主に就任した熙ひろむ(観中)、「家世後伝」三 治下の藩政の動向は、その出発において、清の改革政治に目標がおかれ、その精神を施政の基調としながら客観的には、初期以来堅持された基本農政(地割制後)の後退と、財政構造の変化に対応する藩制機構の変化、この二点に大きな特徴を有するものであつた。

前者の基本農政の後退は、例えば壹岐国における地割制度が「村ニより候而ハ数十年相滞候場所も有之」(「田畑割御定法」集成中巻二五五)という事実が、これを雄弁に物語っている。本来地割制度は、百姓の経営規模を均分し、比較的平等な百姓経営数を確保することによつて、百姓相互の階級分化を阻止するとともに、財政収入の基本をなす年貢 \parallel 生産物地代を安定的に確保することを狙いとするものであつた(藤野保「幕藩体制史の研究」第三篇第二章)。したがつて、基本農政の後退は、財政収入の後退 \parallel 減収を意味するものであり、国用不足 \parallel 財政難をもたらす基本要因となる。

この傾向にさらに拍車をかけたのが、漁業の不振による各種(漁業)運上銀の減少である(「家世後伝」三)。これらの運上銀を定額運上と臨時運上に区分し、後者を特別会計に編入して、参勤交代費の一部に支出するとともに、農漁民の保護・救済資金、藩借銀の返済資金および家臣団の拝借銀に流用して、藩体制を再建・強化しようとしたところに寛政改革の大きな狙いがあつた(藤野保前掲『九州文化史研究所紀要』一一号掲載論文)。したがつて、漁業の不振によ

る漁業運上¹に臨時運上の減少は、農漁民とくに小作貧農層・零細漁民に対する藩の保護・救済資金の減少となり、その結果は、幕府城付米の借用となつた。「家世後伝」は、「請²貸³在⁴蔵官米⁵、賑⁶饑民⁷、官許⁸之⁹」（「同」三）と説明している。こうした基本農政の後退と漁業運上の減少のなかに、化政期の平戸藩政を規定した内在的・客観的條件が存在したのである。

熙は、こうした事態（国用不足¹財政難）に対して、襲封後、直ちに新執行部体制を確立し、儉約・緊縮を二本立とする冗費節減政策を推進した。文化六年の儉約令、同九年の職制簡素化、文政二年の衣食節減令（「家世後伝」三・四）等々の政策がそれである。さらに、文政六年には、江戸別邸である本庄屋敷の計費を三分の一に削減するとともに、同九年には、国用¹国元の計費を三分の一に削減した。また、翌十年には、家臣団・諸役所等に支出する現物貢租の保管蔵である本蔵・小渡蔵・切米蔵の三蔵を廃して一蔵に統括した（「同」四）。こうして、熙の施政は、その出発における主観的意図に反して、大きく修正を余儀なくされ、職制の簡素化¹藩制機構の改革を必至としたのである。

一方、国用不足¹財政難に対処して、領国産業を保護・奨励しようとする熙の政策意図は、文化十一年の国産蠟燭の使用令、および文政二年の櫛・楮の栽培令（「家世後伝」三）等に示されており、下つて天保二年には、新田開発¹耕地拡大による農業生産力の向上につとめている。しかし、熙の以上みる殖産興業政策は、積極性に極めて乏しく、それによつて、窮乏した領国経済を再建・強化することはできなかつた。また、新田開発政策も量的には僅少にとどまり、財政補強の積極策とはならなかつたのである。

文政末年より天保初年にかけて、藩執行部の入替えがかなり大規模におこなわれたが、藩政の動向には変化なく、基本的には、化政期の政策がそのまま継承された。逆に天保四年の幕府への手伝普請金の負担³および同七年の大飢饉による年貢米四、〇〇〇石の減収（「家世後伝」四）は、財政難を悪化し、冗費節減政策はさらに強化されたのである。こうした内政面における政策の停滞性をゆり動かす客観的条件は、天保期に入つて逆にいつそう進行した。いうま

でもなく、それは外在的条件―外庄という言葉に集中表現される対外危機にほかならない。これより先、熙は、長崎において勃発したフエートン号事件後の文化六年、家老兼大組頭の熊沢正甫らに海防を命ずるとともに、長崎に家臣団を駐屯させ、大砲二門を備えつけ、同所の稲佐宮所を補強した。由来長崎警備は、大村藩とともに平戸藩に課せられた軍役の一つであつたのである。また、玄界灘に浮ぶ壱岐国に対しては、その重要性にもとづいて、家臣団を増強し、大砲を設置するとともに、翌七年には、非常用備米として三〇〇石を備えつけた（「家世後伝」三）。

天保期における対外危機の高まりのなかで、同八年には大阪で大塩の乱がおこり、越えて十年には、隣藩唐津藩で大一揆の発生をみた⁴。こうした内外にわたる封建的危機の高まりは、海岸防備をはじめ、兵制の改革・整備、軍事力の増強を要求する。天保十年、熙が長崎屋敷に大砲を設置するとともに、家老松浦信房・山鹿義豊に兵制の整備を命じ、翌十一年には、各群島に家臣団を駐屯させたのは（「家世後伝」四）、その要求に応えようとしたことを示すものである。しかし、同年より熙の病気は悪化し、その目的を果さないまま、翌十二年に至つて、世子囃^{てはらす}（諦棄）に封を譲つた。

天保十二年正月、熙が書き記した「病間書取」には、積年の病氣にて衰弱し、治世三六年にわたるも、十分素志を全うしえなかつたことを切々と綴つており、せめて「実意を明し申遣度」、病中思考の錯乱をかえりみず、「多年行届不申事共を考合せ、荒々条数を立候而、左之通書取」（「病間書取」集成上巻七九―八四）つたのが、「施政に関する十条」である。

この「十条」は、家格と家老・公私の心得・人才尊重・恥と覚悟・諸士の風俗・正邪善悪・穀食と貨財・賄賂請託・公事訴訟・長崎御用よりなり、全体として家老以下家臣団に対する精神教育を支柱としている。その第七条において、「穀食貨財ハ国用第一ニ候処、連年指支令当惑候」とあるのは、まさに熙の主観的意図と客観的現実とのギャップを示すものである。また、その第一〇条において、長崎御用に説きおよび、「糧食を儲へ用金を困候事肝要ニ候」

とし、「常々質素を守り無用の費を省き追々相整候様心懸候儀、武門之誓に候」としているのは、封建的危機↓防備体制の強化・要求、それとはうらはらに、「素志」を全うしえなかつた熙の心境と、世子に対する期待を示したものであろう。

曜は、襲封後の翌二月四日、次のような政治方針を明示した（「家世後伝」五）。

一日察_ニ鬼神崇替_一、二日察_ニ命令遵奉_一、三日察_ニ邪宗禁止_一、四日察_ニ封境整備_一、五日察_ニ鎮衛哨堡_ニ能守_ニ旧規_一、六日察_ニ長司郵吏_ニ下通_ニ民情_一、七日察_ニ百姓良苦_一村俗_ニ奢侈_一、八日察_ニ孝順至行_一老幼無_レ告、九日察_ニ悖逆無道_一姦猾不_レ逞、十日察_ニ流人犯忤_一良民受_レ害

右の政治方針は、清の改革政治に目標をおき、熙の「施策に關する十条」の精神を踏襲したものであるが、第四・五条において、藩境の整備を説き防備体制の強化を主張しながら、他方第六・七条において、藩政要路者に民情に通じせしめ、百姓の良苦に着目しているところに曜の新しい政治方針をみることができている。では、その政治方針はいかに具体化されたのであろうか。

天保十四年、曜は襲封後、はじめて大規模な人事異動をおこない、新執行部体制を確立したが、この人事異動で注目されるのは、郡奉行を勘定奉行の兼担としたことである（「家世後伝」五）。このことは、先にみた曜の政治方針の第六条を具体化したもので、熙治下に後退した基本農政は、再び前面に押し出されることになる。

すなわち、曜は弘化四年、地割制度について、「田畑割之儀ハ、諸作人一統難義之者無之様、相定被置候御作法候」という認識のもとに、「御旧格之通無懈怠割方可致」（「田畑割御定法」集成中巻二四八―二五八）指令を発するとともに、嘉永六年にも、同様の指令を発した。このことは、百姓相互の階級分化を阻止し、比較的平等な百姓経営の確保を狙いとする地割制度本来の姿に復帰させようとしたことを意味する。内外にわたる封建的危機の高まりのなかで、藩財政を再建し軍事力を強化するためには、百姓経営の安定を通じて、農村そのものを整備する必要があったのである。

ついで安政元年には、開墾新田地を中心に土地制度の改革をおこない、詳細な等級を設定して免率¹¹物成の上昇を試みた。すなわち、新田地を畑地並に上々村・上村・上中村・中村・中下村・下村・下々村の七級に細分するとともに、さらに地味によつて各村とも上々地・上地・中地・下地・下々地・下々之地の六級に区分し（合せて四二級）、一反につき物成上々村上々地六斗二升・上々村上地四斗八升……以下逓減して下下村下下之地一斗に決定した（「家世後伝」六〇）。ここに、平戸藩においては、新田地に対する藩権力の強力な把握がはじめて実現し、しかも、免率の上昇による貢租の増徴によつて、特別会計が強化されることになった。そして、この特別会計は、軍事費・その他に支出されるのである。

一方、曜は対外危機の高まりに対応し、政治方針の第四・五条を具体化するために、すでに襲封の年の天保十二年十月、軍制改革に着手、家臣団を上中下の三軍に分け、中軍麾下騎兵四〇人・歩兵八〇人、上下軍合わせて騎兵五〇人・歩兵一〇〇人、大砲各二門・大銃隊各二〇人・長槍隊各二〇人に編成した（「家世後伝」五）。この軍制改革は、従来¹²の長槍隊のほか、大銃隊を編成し大砲四門を備えたところに特色がある。しかるに、天保末年の阿片戦争による中国の敗北、および異国船日本渡来の報告は、長崎警備の特役をもつ平戸藩にとつて、単に軍制改革↓軍事力の強化ばかりでなく、自領の海岸防備をはじめ、長崎警備体制の強化を焦眉の急務としたのである。

天保十三年、曜は城内において練兵をおこなう一方、翌十四年六月には、異国船渡来の際の出陣兵数を定めた。弘化期に入り、曜の練兵は城内のほか川内峠・神崎に拡大し、同二年三月には、自ら壱岐国に渡つて、同島に駐屯する家臣団の練兵をおこなうとともに、同年、各群島に鉄砲を配置した（「家世後伝」五・「家世年表」二二）。

弘化三年のフランス艦隊の長崎渡来を皮切に、長崎および平戸藩沿岸沖にも盛んに外国艦船が出没するようになり、外庄の危機はいつそう切迫してきた。嘉永二年三月、アメリカ軍艦の長崎渡来に際して、自ら長崎にゆき危機意識を高揚した曜は、帰国後直ちに城内において練兵し、七月には、海岸防備の練兵をおこなう一方、十月には、詳細な異

国船警固の法令を発し、防備体制を強化した（『異国船御手当用法条目』集成上巻三三四—三三六）。

すなわち、警固用法を五段に分け、第一段は、沓岐国沖二〇里に異国船を発見すると、若宮島・岳之辻両遠見番所より鉄砲二発を発し、直ちに沓岐国城代・郡代および勝本押に注進すると同時に、郡代・押役より城に注進すること、第二段は、同じく一〇里に異国船を発見すると、両遠見番所より鉄砲三発を発し、同じ方法で注進すること、第三段は、異国船が港に乘入れ碇を卸すと、両遠見番所よりさらに鉄砲三発を発し、同じ方法で注進すると同時に、神社・仏閣は早鐘・早太鼓を打ち、庄屋は竹貝を吹き、國中へ周知させること、また郡代・押役は現場に出張し、沓岐国城代も現場近くまで出向いて指揮をとること、第四段は、異国船が乱暴する様子がみえると、両遠見番所より鉄砲五発を発し、沓岐国城代以下の出張現場に注進すると同時に、神社・仏閣・庄屋は二度目の合図をして、國中へ周知させること、また諸士給人は軍役の高に応じて連人〓従者を召連れること、第五段は、乱暴が激しくなると、両遠見番所より烽火二口ずつ焚立て、庄屋・小役は走使をもって國中へ周知させること、役割外の馬廻以下中小姓・徒士・給人および社人・山伏・陰陽師等も道具をもつて現場に駆けつけ、また協間・百姓・町人・浦人も棒・鳶口をもつて現場に駆けつけて、防御し夫役につとめること、というのがその内容である。城代以下百姓・町人・浦人に至る文字通り島ぐるみ（それは同時に藩ぐるみ）の防備体制であるが、それが「当國之義、一國限、二而防留候様可致覺証」（傍点筆者）という思想に支えられていたことは、とくに注目されることである。⁽⁶⁾

嘉永六年六月、ペリーに率いられたアメリカ艦隊の浦賀来航は、外圧の危機を全幕藩制的規模で受けとめさせると同時に、幕藩制そのものの統治原理〓幕府独裁制に修正を要求するものであつた（大久保利謙「幕末政治と政権委任問題」『史苑』二〇ノ一参照）。その時提出されたアメリカ大統領の国書について、幕府は朝廷に奏上すると同時に諸大名に意見を諮問したからである。これに対して、諸大名以下幕府有司・儒者・浪人等の答申が八〇〇通におよんだ（小西四郎『日本全史』8近代I三三）といわれているが、この時曜は、幕府が海岸防備を強化し、一旦緩急の場合は健闘して

武威を海外に広めるべきこと、開国互市については、「以_レ国用_二不_レ仰_三互市_一、祖宗旧典期_三承服_二、若不_レ聽我討擊_三讎之_二」〔家世後伝〕六〕として、徹底的な攘夷論を展開している。

安政元年三月、日米和親条約の締結以来、外国艦船の長崎渡来はいよいよ頻繁となり、囃はその都度警固の人数を派遣し、自らも長崎に赴いて、警備体制の強化につとめたが、同年四月から、幕命により、島原藩と隔年に用船二隻を長崎に出すようになった〔家世年表〕二二。一方、領内に対しては、八月、漁村の整備を目的として「浦方え申渡覚」二〇条（集成中巻四三二—四三三）を發布し、異変の節あるいは急御用で加子役を申しつけるときは、直ちに水軍に組み入れられるよう措置した。そして、この年の十二月には、新しく軍役令を発し、大銃隊を中心とする銃隊を編成した（「軍役人数積帳」）。これを既述した天保十二年の軍制改革に比較すると、大銃隊が強化されたところに特色があり、それによつて、平戸藩の軍事力はいつそう強化された。そして、それに対応して実施されたのが前述した開発新田地を中心とする土地制度の改革であり、漁村における加子役徴収の整備であつたのである。

二 安政・文久改革とその性格

一 一代藩主曜（諦垂）の主導のもとでおこなわれた平戸藩の安政改革は、外庄に対応する防備体制の強化と開発新田地を中心とする土地制度の改革に特色を有し、それによつて、軍制改革―銃隊の編成がおこなわれるとともに、貢租の増徴―特別会計が強化された。しかし、曜治下の藩政では、弘化四年と嘉永六年の二回にわたつて、幕府から手伝普請金を賦課され、^①他方、嘉永三年と同六年には、大風・早魃によつて相当の被害を受ける（「家世後伝」五・六、「家世年表」二）など、藩財政好転の萌しはなかつたが、厳しい儉約令と支出の節減により、安政二年には、江戸・大阪商人に対する借銀の償還法を立てるとともに、翌三年には、地蔵坂櫓の蔵金が二、〇〇〇両に達するに至つている〔家世後伝〕六〕。この蔵金は、いわゆる非常用備金として、のち軍事費・その他に支出されるのである。

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

しかるに、曜は安政五年六月、病によつて死去したため、父熙（観中）の次男秋の長男詮（初め大野朝吉と称す）が平戸藩最後の一二代藩主として登場し〔松浦詮伯伝〕一六五、安政期の改革政治を推進していくことになる。

安政六年四月、平戸に初人部した詮（心月）は、翌五月、勘定所を具に視察したのち、家老の松浦右膳を勝手向取締用掛に任命するとともに、勘定奉行の村尾覚助・安藤庄兵衛および勘定役の永石六左衛門・木寺紋右衛門らをして、これを助けしめ、次のような改革方針を明示した（「御家老日記」九七―九九）。

連年勝手向、至当節必至之繰詰相成、来年參勤之見当も無之振合之由、甚大切至極心病之事ニ候、就ては此度改而、嚴重之省略取締申出候ニ付、用掛申付候、就ては格別被存込、（他方）地之動向引離、万事取締方骨折有之度頼存候、仍而手向成丈ヶ省略、別紙之通五箇年之間、切守之内五步通表へ指出、格別質素致し候存込ニ付、其旨心得、表にても被致精々、第一田畑高興、国産を増益相成候様、且減少可相成向者、人繰等有之、金主取扱向も如何とか趣向を附、屹度行立候様、踏込世話有之候様、呉々頼存候

御別紙左之通

一金貳百兩

但、御衣服料、年中四百兩之内五步表江被指出

一金百貳拾五兩

但、臨時御小遣料、年中式百五拾兩之内五步表江被指出

一金貳拾五兩

但、御小遣料、年中五拾兩之内五步表江被指出

三口メ三百五拾兩

一銀壹貫目

但、御常食、年中拾参貫之内卷貫目表江被指出

右之通、当末年より来る亥年迄、五箇年之間表江被指出

右の改革方針は、国用不足⇨財政難の現状に対して、五カ年間非常の節儉を断行し、奥向の衣料費・小遣費等を半減して表向費用に充当するとともに、田畑高を興し国産を奨励して国用の充実を期するところにあつた。この節儉方針は、詮の全藩政を通じて貫徹され、内外にわたる幕末の困難な政局のなかで、徹底的な緊縮体制の確立が期されたのである。

化政期以来の平戸藩における国用不足⇨財政難は、基本農政の後退⇨年貢の減収とともに、漁業の不振による各種(漁業)運上銀の減少に主要原因が求められたが、後者に関して、再度発布された十一月付の節儉令は、「従来海上浮所務を以、御国用一廉之御当積相成来候処、近来不漁打続、余多之納銀年々御当違相成候処、東西之御積借弥相増」(「御家老日記」一〇二)と説明し、安政期も財政基盤の客観的条件は変化なかつたことを示している。こうした条件のなかでは、当面厳しい節儉令のほかは方法はなく、その結果、七月の用馬・牧場の削減令、八月の長崎従者の制限令、十一月の家中上ヶ米制の延期令の発布となつて現われる一方、城下徒士組以上の家中に対する「五歩在宅三歩通」制の実施となつたのである(「御家老日記」九九一―一〇三)。

節儉令とともに、詮が改革政治の目標にしたのは、文武の奨励による士風の刷新と綱紀の肅正である。平戸初入部早々、馬を白浜に走らせて諸士の騎馬を閲し、自ら騎射を試みた詮は、六月一日、

上下一致、格別政道正敷令相統候儀第一、公儀且ハ奉対先君、忠孝と存候得ハ、一統其旨相心得、公義御制度ハ勿論、御代々仰出候衣食住、其外定法屹度相守、各実義を本とし、文武の修行一段相励、行跡を嗜、士道を研究し、義気を重し候心掛社、呉々肝要之事と存候……(後略)(「御家老日記」一〇七)

と令し、各家中が幕府の諸制度はもちろん、平戸藩代々の法令を守り、実義を本として文武に相励むべきことを強調

した。

ついで翌七月には、松浦大内蔵を文武奨励掛に任命し、外庄による危機の深まりのなかで、何時戦争が起るかも知れない現状にかんがみ、「文武両道習熟肝要之時節」として、「文武之諸芸、格別ニ出精、何れも筋骨を練、芸術向も上達致候様」（「御家老日記」一〇八）訓令した。そして、十二月には、「御旗本惣人数揃、つまり家臣団の勢揃いをおこない、一番手（第一先鋒隊）・海岸手（沿岸防備隊）の練兵は、これまでの通り二月十一日に実施すべきことを規定した」（「同」一〇九—一一〇）。

一方、詮の改革方針は、「第一田畑高興、国産を増産」するところにあつた。このことは、新田開発を推進して貢租の増徴を期するとともに、国産を奨励して国用を充実させようとしたことを示している。すでに平戸初入部前より、詮は農政に意を用い、安政五年十二月、村方用米の散逸したものを收拾して、小作貧農層・零細漁民に対する救済法を講じさせ（『松浦詮伯年譜』一三三）、入部後の翌六年には、農民に対する耕牛の販売を禁止して、高利を貪る牛商人に統制を加えるとともに（『松浦詮伯伝』一九七）、既述した御用牧場を田畑に切替えて「田畑高興」し、あるいは植林して「国産を増産」することにとめた。

以上、詮の主導のもとでおこなわれた安政改革は、厳しい節儉令と文武の奨励のもとに、藩財政の基盤をなす農村を整備しながら、自藩の防備体制を強化するところにあつた。しかし、それは五ヵ年間の期限付で実施されたものであり、安政六年は、いわばその初年度に過ぎず、そこでの基本目標は、万延をへた文久期に至つて具体化される。

安政五年、幕府と諸外国との通商条約の調印によつて、平戸藩は、長崎警固兵を派遣する必要がなくなつたが（「家世年表」二二）、逆に外国艦船の平戸藩領海への渡来はますます頻繁となり、同年中だけでも、彦岐国七回・小値賀三回・鷹島二回・生月一回におよび、遂に万延元年には、亀岡城下の平戸海峡を通過するに至つたのである（「同」二二）。

こうした情勢のなかで、詮は同年七月、国元の勘定場役方の諸士に対し、「御新政砌、弊風一新」し、「行状正敷、

役人以下之手本にも相成候様心掛」け、「別而文武相嗜候義肝要之事」（「年寄方日記」一一〇―一一一）との訓令を發するとともに、江戸詰の諸士に対しても、「質素儉約を本とし、当番使者等の外、空敷消日不致、文武之修業専一心掛、士風堅固ニ有之度候」（「同」一一一―一一二）との訓令を送っている。いわば安政改革での基本目標である厳しい節儉令と文武の奨励を諸士に徹底し再確認させたのである。

ついで十一月には、城内および麓回りの台場に備えている大砲の支配士・打手を、次のように決定した（「御用人日記」一七七一―一八二）。

城内并麓廻大砲打手⁽¹²⁾

一 叶崎台場、壹貫式百目筒

支配士貳人・打手三人

大筒組之者貳人

一 稻荷崎台場、壹貫目筒

支配士貳人・打手三人

大筒組之者貳人

一 築屋敷台場、五百目筒

支配士貳人・打手貳人

大筒組之者貳人

一 厩崎台場、五百目筒

支配士貳人・打手貳人

大筒組之者貳人

一 白浜馬場台場、五百目筒

支配士貳人・打手貳人

大筒組之者貳人

一 黒子嶋台場、三百目筒貳挺

支配士貳人・打手四人

大筒組之者貳人

一 獅子駒崎台場、三百目筒壹挺・百目筒貳挺

支配士三人・打手四人

大筒組之者四人

一 南龍崎台場、貳百目筒壹挺

支配士貳人・打手三人

一同、百五拾目筒壹挺

支配士貳人・打手三人

一同、百目筒壹挺

支配士貳人・打手三人

海岸防備は、前藩主がとくに意を用いたところであり、詮も改革政治の一環として、これを継承、外国艦船の平戸海峡通過という緊迫した情勢を迎えて、その防備体制を強化したのである。そして、表中小姓・御番徒士・壮年の者等に砲術の練習をさせるとともに、役方の諸士にも「砲術稽古」を命じたが（「御用人日記」一八一―一八二）、ときあたかも、イギリスが幕府に対して壹岐国の割譲を要求した、という風説が飛び、平戸藩は異常な緊張のなかで文久元

年を迎えた。

家老の松浦右膳は壹岐国城代に対し、人心の動揺を厳に慎むよう指令したが（「亀岡隨筆」一八三—一八四）、参勤中の詮は自ら江戸城に赴き、老中安藤信正に対して、その真偽を糺明した。その結果、幕府より「全風評迄之義ニ而、仮令外国人々、右体之儀申立候共、決而御許容可相成筋ニ者無之候間、領民共安堵いたし可罷在」（「年寄方日記」一八四—一八五）との書状を受取り、それが全く風説に過ぎなかつたことが判明した。しかし、詮は九月には、壹岐国に一、〇〇〇俵の軍用米を貯蔵して、非常に備える（『松浦詮伯年譜』二三）一方、改めて異国船警固規則（「御用人日記」一八九—一九〇）を発し、自藩の防備体制をいっそう強化した。

さらに文久二年二月には、第一先鋒隊・沿岸防備隊の練兵をおこない、三月には、詮自ら壹岐国に渡り、防備体制を具に見聞する一方、筒城ヶ浜で現地駐屯部隊の閲兵をおこなつた（「家世年表」二）。そして、八月には、壹岐国城代を家老の順番交代制とした（『松浦詮伯年譜』二六）。詮が壹岐国をいかに重視したかを知ることができよう。この年も外国艦船の平戸海峡通過は数回におよび、平戸藩はその地理的位置にもとづいて、異常な緊張状態がつづいたのである。

こうした防備体制↓軍事力の強化は、軍事費捻出のための農村の整備↓財政の再建を不可避の前提とする。詮は、「領民撫育・凶年手当之儀ハ、国家之急務ニ候」（「御用人日記」一六一—一六二）という認識のもとに、既述した地蔵坂櫓の非常用備金の一部を米三、〇〇〇俵に換え、その半分を「窮民賑恤之手当」として、領内各村に配置する一方、残りの半分を軍用米として軍事費に繰入れた。さらに、五月には墮胎を禁じ、違犯者には五人組中より過錢一五匁ずつ徴収することとし、加えて次の二条を制定した（「御用人日記」一六四—一六六）。

- 一 就右従前ニ相定通、子三人目々産婦養生之ため、米壹斗宛可被渡候事
- 一 百姓之子供兄弟多一家江居候者は、人数ニ応、田畑割増可相渡事

右の史料にみえる「従前」とは、清（静山）が発布した「郡方仕置帳」を指しており、事実、前者は同法令の二四
条、後者は同じく三五条と同一条文である。このことは、詮の「領民撫育」の方法が、実は清の寛政改革における農
民政策、とくに百姓撫育策を目標としていたことを示している。安政改革の基本目標の一つである農村の整備・再建
は、こうした形で推進され具体化されたのである。こうしたなかで、この年の末期限切れとなつた家中上米制は、さ
らに三ヵ年延期されることとなる（「家世年表」二）。

明けて文久三年、この年とともに詮のいわゆる「国事周旋」は積極化する。一月には、参勤江戸滞在中の詮のもと
へ、尊王派の公卿として著名な京都の中山忠能^(註)より攘夷決定の内報があり（「幹宇公編年実録」二二四―二二五）、三月に
は、幕府より、前年発生した生麦事件についてのイギリスの賠償要求に対し、いかに応えるべきかを下問された（『松浦
詮伯伝』一 二二九）。平戸藩は、詮の国事周旋を通じて、全国的な政治舞台に登場してゆくこととなる。このときにあ
たり、詮は国元の家老に檄を飛ばし、「何時兵端相発候も難計候間、於其地も海岸防禦向、弥無油断嚴重手当有之、
若於有事者、皇国之御恥辱不相成候様、何れも精々可抽忠勤旨、家中一統江も相達、手配相整候様、可被取計候」
（『勿懈洞御日記』二二七―二三八）、との指令を下している。

さらに四月には、新たに牛ヶ首・田平に台場を築き、平戸海峡に浮ぶ黒子島の台場を出丸に準じさせるとともに、
再び異国船警固規則を発布した（『年寄方日記』一九五―二〇〇）。その法令追加に、

一 相凶有之、総登場之上、異賊之挙動ニ随ひ、縦令賊遠き場所江指向ケ候共、聊不可違背致事

一 台場支配士、血氣ニはやり、猥ニ打出すへからず、能々矢頭を考へ発すへし

一 船を打破る共、又跡船あるへきを計り、力を残し置可申事

とある。まことに攘夷非常のときだけに、実戦さながらの規則へと発展している。翌五月の十日は、いわゆる「攘夷
の日」であり、攘夷の先鋒をもつて自ら任ずる萩藩では、この日を期して、下関海峡を通過する外国艦船に対して、

遂に砲撃するに至つた。

越えて七月四日、平戸に帰城した詮は、早速家中に対して、「海防のみに無之、万端至要急務之心得」（『松浦詮伯伝』一・二〇二）について意見を求め、八月には、豊島権平・安田久三郎の兩人に大砲の鑄造を命ずる一方、大村友子作ら藩士三人を長崎に派遣し、洋式操砲を練習せしめた（『家世年表』二二）。さらに、同じ月の十九日には、松浦内膳を海防調掛に任じ、二十三日には、鑄造の地金を領内から徴発し、とくに寺院に対しては梵鐘の提出を命じた（『松浦詮伯年譜』三三）。「御用人日記」二〇二・二〇三）。ついで十月には、佐志弥太夫・神戸七右衛門の兩人を大砲鑄立掛に任じ、十一月には、新しく宇喜津・餅ヶ崎・波江崎に台場を築き、十二月には、この年満期となつた節儉令を、さらに五ヵ年間延期したのである（『同』三三・三四、「同」二九二）。

ここで、平戸藩の大砲鑄造についてみておこう。由来平戸藩の砲術には、天山流・種子島流・田付流の三流があつたが、安政元年正月から同二年五月まで、および文久三年十二月から翌元治元年二月までに鑄造された天山流大砲は五〇門、万延元年十月から慶応元年までに鑄造された種子島流大砲は一八門、元治元年十二月から慶応二年七月までに鑄造された田付流大砲は一四門、合わせて八二門におよんでいる。しかも、時代が降下するにしたがつて大砲も大きくなり、文久三年以降の天山流大砲は三貫目筒から五貫目筒におよび、最高は元治元年の田付流大砲で六貫五〇〇目筒（ホイッスル）を鑄造している（『幹字公編年実録』二〇六一―二一八）。以上の過程は、そのまま平戸藩における鑄造技術の発展を示すと同時に、藩軍勢力の強化および近代裝備化を意味するものであつた。

以上、厳しい節儉令といい、文武の奨励といい、農村の整備・再建といい、自藩の防備体制↓軍勢力の強化といい、安政改革の基本目標は、万延をへた文久改革において、いつそう徹底しより具体化された。では、以上のような藩政動向のうえに、平戸藩の「国事周旋」はどのように推進され、それを通じて、尊攘・倒幕運動はどのように展開されたのであろうか。以下考察は、「はしがき」で示した中央政治（幕府・京都）および地方政治（諸藩―とくに隣接諸藩）

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

の複雑な推移、交渉、対立、相互関係・作用といった多元的な政治過程への分析に移行する。ただし本稿の目的は、そうした政治過程のなから、個別藩（ここでは平戸藩）における明治維新への対応形態が、どのようにして形成されるか、ということを明らかにするところにあるからである。

三 国事周旋と藩外活動

幕府による安政条約の調印以来、平戸藩がいわゆる「国事」について、隣藩に交渉しその意向を打診しはじめたのは文久元年の七月である。詮は異国船応接の方法について、その意向を打診すべく、七月十六日には、藩士小沢喜兵衛を福岡藩に、翌八月九日には同じく鎌奥小一郎を佐賀藩にそれぞれ派遣した（「家世年表」二二）。平戸藩は「懸隔候島々も数多御座候得者、兼而申付置候儀も御座候得共（異国船警固規則）をいう」筆者、御模様ニ寄、猶又取計方も可有御座候ニ付、時候御見廻旁、以使者申上候」（「御用人日記」一八七—一八八）というのである。独自の異国船警固規則を発布してきた平戸藩にとつて、幕府による「安政開港」は、異国船応接についての再考を要求したのである。

ところが、翌文久二年の八月になると、今度は逆に大村藩主大村純熙の内命を受けた江頭隼之助が来藩し、「万一不慮の変動も差及候は、尚更御互力を戮せ致扶助、御国威相立候様仕度」（「台山公事蹟」一四三）希望が伝えられ、その結果「大・平同盟」の成立となつた（藤野保前掲『史料』四六ノ五掲載論文参照）。

この年の六月から七月にかけては、勅使大原重徳を擁しての島津久光の江戸下向が実現し、ここに、一橋慶喜を將軍後見職とし、松平慶永を政事総裁職とするなど、いわゆる幕政改革が断行される（↓雄藩の中央政界進出）。この年の十一月、詮は参勤の途中伏見において、中山忠能に手紙を渡し、「特に不穩時運御座候得は、万一天朝・幕府江奉対、忠勤之手後れ相成候而ハ、祖先江対し候而も、申訳無御座候義ニ而、誠に痛心罷在候」（「松浦詮伯伝」二二三）と述べている。そこでは、すでに天皇に対する「忠勤」が主張されているが、なお「天朝・幕府」への「忠勤」という形

で、同一次元で扱われ意識されていることは、この段階での詮の尊攘思想を理解するうえにおいて重要である。詮は言葉をつづけて、「外ならぬ御間柄候間、乍憚心得と可相成候義ハ、被仰知被下置候様奉願候」(「同」)と懇願している。詮は複雑な幕末の政局に対処していくための「心得」を忠能に求めたのである。その「心得」は、忠能の個人的意見から京都における政局の推移についての情報提供まで包含したものであろう。

文久三年一月、参勤江戸滞在中の詮は、松前崇広(福山藩主)と連署して、参勤交代制の改革、柳間取締り等のことについて、幕閣に伺書を提出する一方、將軍上洛中の心得方を大目付に問合わせ、その指令を受けるや、これを同席の諸大名に周知させる(「松浦詮伯伝」一・二二三)など、この年とともに、詮の国事周旋はにわかに活発となつてゆく。京都の中山忠能より攘夷決定の内報がとどいたのは、このときである。

ついで三月五日、幕府より、生麦事件に関するイギリスの賠償要求について諮問されたが、これに対して、詮は、「將軍(筆者)御留守中ニ而、至極御手薄之義ニ御座候得は、必勝之見込更ニ無御座候間、何卒御帰城迄期日を緩候様、精々不得止事次第を以、談判被仰付度」(「幹字公編年実録」二二九―二三三)として、交渉延期説を述べるとともに、「將軍(筆者)還御以後ハ、我々被先、有名の兵ヲ以、御征伐御座候ハ、屹度御攘夷御永久と奉存候」(「同」)として、將軍帰還後の攘夷論を展開している。翌六日、松前崇広と連名にて、老中直達の意を柳間同席の諸大名に知らせる一方、七日には、国元の家老に対し、海岸防備体制をいつそう強化するよう檄を飛ばしたのである。

四月七日、柳間同席の諸大名は、老中直達をめぐつて議論したが、その結果は四説に分かれ、同説者は一団となつて、それぞれ幕府に建白することになった。詮らの建白は、交渉延期・將軍帰還後の攘夷というかねての所論を述べたものであるが、それでも「奉守護天朝、奉輔佐幕府、於御馬前御奉公奉申上候外無御座」(「幹字公編年実録」二二九九)とし、天皇の守護と幕府の輔佐がなお両立するものとして、矛盾することなく理解されている。重要なことは、詮らが中小藩たる立場を自覚し、將軍帰還の早期実現は、「小藩之力に不及御事柄故」(「同」)、大藩を通じて実現すべく、

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

金沢藩主の担ぎ出しを主張していることである。

四月二十七日、詮は江戸城において、幕府より攘夷に関する達しを受けるや、松前崇広と連名にて、柳間同席の諸大名に知らせる一方、堀親義（飯田藩主 この年幕府の寺社奉行となる）と相談し、去る七日の建白書を幕閣に提出した。詮らの攘夷論は今や国是となり、五月十日が攘夷の日と決定されたのである。しかるに、名古屋藩主の命によつて、細川・前田・立花らの諸大名と登城、攘夷一致によつて総員連名の建白書の提出方を命じられ、こうして、四説に分かれた柳間同席の諸大名は、総員連名の建白書（幹字公編年夷録」二五一―二五二）を提出することになったのである。

では、隣接諸藩との国事交渉はどのように展開されたのであろうか。四月十五日、詮は家老の松浦右膳を福岡藩と佐賀藩に派遣し、イギリスの賠償要求についての幕府の諮問に対する建言内容、および交渉決裂の際の防備対策等について、その意向を打診せしめた（「家世年表」二二）。「大藩之御方々々、御勝算御永安之御籌策も建白相成可申、就右は、尊藩より御建言之御大意、如何之御振合ニ御座候哉、不苦候得は御内々承知仕度、左候ハ、成丈御趣意ニ背戻不仕様、相心得可申」（「御用人日記」二四四―二四五）というところに、幕末・維新时期における中小藩の位置をよみとることができる。北九州の中小藩にとつて、雄藩たる福岡藩・佐賀藩が中央政局の推移にどのような対応を示すかは、最大の関心事であり、各藩の方向確定に大きな影響を与えたものと考えられる。

五月六日、右膳は黒田長溥（福岡藩主）の直書をもつて帰藩、それによつて、「如仰不容易時勢に推移、御痛心之段は、御互御同然之儀ニ付、御隣端之儀、別而御懇切之御趣意、殊ニ此節御懇談之趣ニ付而者、時変ニ応シ万事無腹臆申承ニ而可有之候」（「御用人日記」二五二―二五五）という意向が伝えられた。また佐賀藩からは、この月の下旬、使者をもつて、ほぼ右と同じ趣旨の鍋島直大（佐賀藩主）の意向が伝えられた（「松浦詮伯伝」二二五五）。嘉永六年、アメリカ大統領の国書について、幕府が諸大名に意見を諮問したことは、幕藩制そのものの統治原理＝幕府独裁制に修正を要求するものであつたが、それは単に幕藩間においてのみおこなわれたのではなく、それを契機に、諸藩間に国事に

関する意見交換を活発ならしめ、相互のインフォメーションを密接ならしめた事実を無視すべきではない。幕府独裁制_{II}意志決定は、この面からもいつそう弱体化を余儀なくせしめられるのである。

攘夷の日の前日、帰藩の途についた詮は、京都で中山忠能に接会、六月六日、大阪の平戸藩邸に到着した。そこで攘夷決行後の萩藩の様子を探索せしめるために、藩士本沢甚兵衛を下関に派遣した。つづいて、藩士稲津正治を福岡・小倉・中津方面に、藩士橋本増平を佐賀・唐津方面に派遣して、攘夷決行に対する北九州の雄藩・譜代藩の動向について探索せしめた（「家世年表」二・『松浦詮伯年譜』三一）。

七月四日、平戸に帰城した詮のもとへ、この月の二十六日、福岡藩主の使者が到着し、「公武御和合之儀、御周旋被成候処ニ被相決候」（「御用人日記」二七〇―二七二）という同藩の意向が伝えられた。これに対して、詮は「被对公武ニ候而、御忠誠之御志趣、実ニ方今之御先務ニ可有御座、誠ニ感服之至ニ奉存候、……公武御永久之御成功有御座度奉祝願候」（「同」二七一―二七二）と答えている。それによると、詮は明らかに公武合体論をもっており、それは「天朝・幕府」への「忠勤」を同一次元で扱えた彼の思想の当然の帰結であつたといえよう。一方、詮は唐津藩にも使者を派遣し、「外夷……襲来候節は、御互ニ及一致、守備防禦力を尽し、御国威相立候様致度」（「同」二七三）希望を伝えしめたが、これに対する唐津藩の解答は、「守衛向之義、御互一致、御国辱ニ不相成様、御同前尽力之志願」（「同」二八二）というところにあつた。この前後に、大村藩との間にも使者の交換があり、隣藩との国事交渉はいつもその頻度を加えてゆく。重要なことは、「外夷」に対する防衛が、かつての一国（一藩）防衛から藩相互の共同防衛へと発展してきている事実である。

この間、京都においては、公武合体派と尊攘派の激しい対立・抗争がおこり、八月十八日には、前者によるクーデターの成功によつて、尊攘派は京都から一掃されるという事件が勃発している。このとき、平戸新田藩主の松浦勇は京都にあり、朝廷より「方今之形勢ニ付、大藩は不及申、小藩之面々、総人数在京の者、早々九門外ニ可相詰、御沙

汰之事」（「幹字八編年実録」二七九）という命を受け、直ちに支藩兵七〇余人を率いて宮中に参上し、紫宸殿の警備にあたった。

翌元治年間に入つても、隣藩との国事交渉は頻繁に繰返され、五・六月中に、福岡藩に二回、佐賀藩・大村藩にそれぞれ一回、使者が派遣されている（「家世年表」二〇）。七月十九日、禁門の変の急報が到着するや、詮は直ちに家老・諸役人を集めて対策を協議、その結果、家老の松浦右膳を京都に派遣した。ついで八月二日、幕府の征長令（第一次長州征伐）が発表されるや、藩士桑山衛士助・岡左太郎の兩人を福岡方面に、同じく原半平・浦新八の兩人を小倉方面に派遣して、それぞれ情勢を探索せしめている（「同」二〇）。

九月十二日、幕府の征長令に關して、大村藩主の使者が到着、これに対する返書に、詮は「京師之騒乱（禁門の変）、引続開海之戦争（四国連合艦隊の下関攻撃）、長州御追討之御出相成、弥内外之騒乱とも可相成哉」（（）内は筆者）と前置して、長州出兵については、「小子も緩々在邑も安し兼候間、朝廷・幕府御機嫌伺出京仕度」、「御指図次第進退可付」（「御用人日記」三二四—三二五）と述べ、情勢待ちの態度をとつている。そして、二日後には、重ねて使者を福岡藩・佐賀藩に派遣して、雄藩の動向を探索せしめた（「家世年表」二）。

一方、幕府の長州総攻撃は十一月十八日と決定したが、二十九日には、大村藩主の使者が再び到着、幕府に征長中止の建白書を提出する旨の意向が伝えられた（藤野保前掲『史林』四六ノ五掲載論文参照）。これに対して、詮は「御趣旨之趣、一々至極御尤之御事奉感佩候」と同意し、「皇国之御一大事、夷狄之術中ニ陥り候義、長敷之至御座候、何卒速ニ御建白相成候様」と、建白書の提出を急がせ、自も「御同様建言可仕筈之処、願は各名ニ仕度奉存候」（「勿懈洞御日記」三三六—三三七）として、別々に建白書を提出する旨の返書を与えたのである。

詮は直ちに親交のある松前崇広（この年の十一月老中となる）に、征長中止の建白書を幕府に提出する旨の意向を伝える一方、十二月二日には、使者を福岡藩に派遣して同様の意向を伝えた（『松浦詮伯年譜』四〇）。そして九日に、征長

軍副將の松平茂昭（福井藩主）の小倉到着を待つて、遂に建白書を提出した。そのなかで詮は、長州制裁は首謀者に嚴罰を加えればよく、そのうえ「干戈相結候上ハ、忽チ双方数万之生靈、無罪之者迄も、肝腦地ニ塗レ、天地之和氣ヲ傷害仕、不容易事ニ推移リ、誠以天下之人民、塗炭之困ヲ相受申候様可相成も難測」と警告し、このところは、「御寛仁を以、御所置相成度」、「左候得は、海之内外御仁義之御大徳相耀キ、無此上恐悦之御事ニ御座候」として、寛大な措置を要望し、「戎狄之大患肘腋ニ相迫リ居候事、天下人々之所知ニ御座候」として、現在資本主義列強の監視のなかにあることに注意を喚起している。そして、その根底には、「為皇国、速ニ海内御静謐相成候様」（「勿懈洞御日記」三三九—三四〇、「幹字公編年実録」三三七）という考えがあつたのである。

以上のように、幕府に対する征長中止の建白書の提出において、平戸藩が大村藩にイニシアチブをとられた理由は、どこにあつたのであろうか。それは要するに、元治段階における両藩の存在形態の相違に由来する。すなわち、大村藩においては、同年十月の政変において、尊攘派（＝改革派同盟）が佐幕守旧派に代つて藩権力を掌握し、そのもとで、独自の藩論を統一することに成功している。その藩論とは、「尊王」の二字、つまり天皇の絶対優位性を認めたらうで、その天皇に大義を尽す、というものであり、裏を返せば倒幕の論理ということになる。これに対して平戸藩は、公武合体論にもとづく開明的な藩主の主導のもとで、自藩の防備体制を強化しながら、活発な国事周旋と藩外活動を通じて、自藩の方向の確定途上にあつたのである。

四 維新への対応形態

慶応年間に入ると、平戸藩の藩外活動は、国事に対する意向打診から他藩党争の調停へと発展する。慶応元年正月以来、大村藩との間に使者の交換があり、互に密議するところがあつたが、四月に入ると、詮は対馬藩における藩内党争を調停せしめるため、藩士志自岐楚右衛門・牧山多吉郎の兩人を同藩に派遣した（『松浦詮伯年譜』四二）。このと

き、大村藩主の内命を受けた同藩士も同じ目的をもつて同行している（『九葉実録』六二）。対馬藩では、前年の十月攘尊派の家老大浦教之助らが、俗論派の側用人勝井五八郎らに断罪されるという事件が発生し（甲子の變）、激しい藩内党争が展開されていた（『新対馬島誌』四五三―四六八）。平戸藩・大村藩等における尊攘派の対馬派遣は、勝井五八郎を討伐し、同藩における尊攘派勢力を盛り返すところに真の目的があつたものとみられる。

一方、文久元年以来、密接な連絡をたもつてきた福岡藩も、この年、藩主長溥によつて、家老の黒田播磨以下多数の尊攘派の家臣が断庄されるという事件が発生した（乙丑の獄）（西尾陽太郎「幕末筑前藩の動向」『九州史学』四〇号・「黒田長溥と筑前勤王党」『史淵』九八輯）。詮は七月中、使者を福岡藩に派遣すること三回におよび、それぞれ同藩の実情を探索せしめるとともに、その党争を調停せしめている。

このとき、詮は家臣に託した書状のなかで、「公武真之御合躰之旨、御家来衆を承知仕候段申達、先以恐悦之至奉存候」と前置しながら、今回の事件について、「尊藩御家来一同数人慎ミ被仰付候趣ニ候得共、当節柄賤臣共疑惑仕候義ニ御座候」として、その措置に疑惑をはさみ、「若京撰之御模様ニ而、御卓見被為在候而之御義ニは無御座候哉奉伺度」として（『勿懈洞御日記』三八六―三八七）、尊攘派弾圧が京都・大阪における情勢の推移に対する判断の結果なのかどうか問い正している。

ところが、これに対する長溥の答えは、詮の質問の意図と全く相反するものであつた。今回の処置は、「其身柄ニより、不審之次第有之候而申付候事ニ候」というのである。つまり、それは全く福岡藩の藩内事情によるもので、「素る国論（藩論ニ筆者）ハ聊相動候訳ハ無之」と断言する。つづいて「政務筋之義ニ関係候義を、殿下等御内諭杯有之候義ハ無之」と突つ撥ね、「旧来之規則も有之候得者、巨細ニ申述べたたく、其辺り之儀ハよろしく御汲取可被下候」（『勿懈洞御日記』三九六―三九七）と結んでいる。文久三年五月の書状にみえる「時変ニ応シ万事無腹臆申承ニ而可有之候」（前出）という長溥の態度からみれば、大変な違いといわなければならない。

ところで、福岡藩の今回の事件は、長溥のいうように、全く福岡藩の藩内事情のみによるものであるか。あるいはまた、単なる「政務筋」の問題なのであるか。思うに、今回の事件は、中央政局の推移にともなう地方政治に諸藩の対応・変化という客観的条件をも無視しえないものと考えるが、北九州の中小藩にとつて、雄藩たる福岡藩の動向は、それ以上に無視しえないものがあつた。⁽²⁰⁾ 詮が「若京撰之御模様ニ而、御卓見被為在候而之御義ニハ無座候哉」という場合、この間の事情を考慮してのものであらう。これに對して、長溥が「政務筋」のこととし、これらの件について、「殿下等御内論杯有之候義ハ無之」と突つ撥ねていることは、参預會議（雄藩連合による公武合体）解体後の藩の分裂↓富国割拠の段階における藩内競争に自らの直書をもたせて藩士を派遣し、各藩の尊攘派の志士とともに活躍させたことである。このことは、詮が「天朝・幕府」への「忠勤」という〴〵尊王忠幕的〴〵思想の二面性をしだいに脱却し、「尊王」の二字に傾いていつたことを示すものである。⁽²¹⁾ 一方、詮の諸藩に對する情勢探索は、福岡藩の事件以降も執拗に繰返され、九月より翌慶応二年六月までに、福岡・小倉・広島方面に、何回となく使者が派遣された（『松浦詮伯年譜』四六一―四九）。

この期に、詮の情勢探索が小倉方面から中国筋に拡大されたのは、いうまでもなく、幕府の第二次長州征伐が切迫したことによる。このとき、京都の中山忠能より書翰（六月八日付）到着、そのなかで忠能は、「長州一件も、征討段々切迫」と前置しながら、時世について「此上何体ニ成行候との見込、更ニ無之候へとも、何レ此儘ニ而永続可致道ハ無之被存候」と述べ、「至其期候ハ、何卒拔群之御誠忠、御尽力之程希望仕候、……兼々御勤王之賢慮、弥以不被為撓、御家臣末々迄も、断然御一致之義、呉々も祈願此事ニ候」として、藩主・家臣一丸となつて尊王運動に邁進するよう期待した。なお、忠能が言葉をつづけて、「近頃筑前・水戸の如き奇変も有之……、因循勝（因循派の勝利）筆考）ニ相成、殆誤大義候てハ、誠以皇国々体維持無覺束、悲歎千万ニ存候」（『中山卿自筆日記』四三〇―四三二）とし

ているのは、当時の尊王派公卿の心境を吐露したものと興味深い。

一方、「薩長同盟」成立後の第二次長州征伐は、幕府に利少なく、現地に派遣された平戸藩士の復命にも、萩藩の勝利が伝えられている。詮は忠能の期待に応え、かつ上方の情勢をよりの確に把握するために、改めて松浦大内蔵以下組目付・組士等七人を京都に派遣した（「家世年表」二）。平戸藩の尊王運動は、この期にいつそう積極化したのである。そればかりではない。このころ、鹿児島藩の蒸汽船に便乗して京都から帰藩した藩士熊沢右衛門八の手記に、「兼て親睦致し度存居候処、始めて本沢甚兵衛・岡耿介（左太郎）等、西郷吉之助へ面会、夫より交りの道開け、岩下佐治右衛門・小松帯刀・大久保一蔵・藤井宮内・内田忠之助等諸名士に折々面晤を得、時事の肝要、機密の事件等は、是等士人より多くは示諭を請け候」（『松浦詮伯伝』一 四三五）とあるように、平戸藩尊攘派の倒幕派勢力に対する接近は、この年の中期以降顕著となつてゆく。そして、その根底には、「御勤王の為、必一方の御依頼と相成る者は、独此藩（鹿児島藩＝筆者）あるのみ」（『同』四三五）という認識が横わつていた。「乙丑の獄」によつて雄藩としての地位から失格した福岡藩に代つて、平戸藩の雄藩鹿児島藩に対する接近が急速に深まつていたのである。²⁰

しかし、詮の態度はなお慎重で、慶応三年四月、いわゆる兵庫開港問題について、鹿児島藩から上京を催促されたときは、尊攘派の儒臣楠本確蔵（端山）に意見を求め、確蔵の「五不可」²¹の論を入れ、これを婉曲に断わつていく。詮はこのときの口上書で、「兼々肥前守藩屏之任を守、自然尊攘之大典ニも相叶、聊臣子之職掌相立度」として、尊攘派としての平戸藩の立場を鼓吹しながら、「此節任仰敏速出京、御下風ニ奔走可被致之处、弊藩小邑ニテハ、何分至当之見込相付被兼」として辞退した。さらに、「漫然御雷同被申上候而ハ、却而背御厚情之本意候義と被相考候」として気骨のあるところを示し、「為皇国寸分之御補益可相成筋ニ候得者、速ニ上京鞠躬尽力被致度、存込被罷在候」（「幹字公編年御実録」四七〇—四七二）と結んでいる。要するに「尊王」を第一義とする詮にとつては、たとえ鹿児島藩の催促があろうと、勅許以前の行動には慎重たらざるをえなかつたのである（兵庫開港は五月二十四日勅許される）。

七月、先に上京した松浦大内蔵より、京都の情勢についての詳しい上書が到着した。彼はそのなかで、京都の情勢がいよいよ切迫したことを報じ、「平常尊王ノ御大義御貫徹、千載御遣憾ノ筋無之様、御実効無御座候而ハ、深く奉恐入候義ト、日夜焦慮煩案仕候」(「幹字公御伝」四八一―四八三)との警告を發している。そして、佐土原藩が「人数為催促、留守居頃日立帰り帰国仕」つたこと、その留守居が大内蔵の宿所へきて、「弥傍觀不相成時節到来仕来候義ト、出兵之段申越」したことを、大村藩もこれと「大略同断」にあること、これらの情勢からして、平戸藩も出兵の準備をし、京都の駐屯兵を増強して、「尊王ノ御大義」を「御実効」するよう要請したのである(「同」四八二)。

越えて十月三日、高知藩はかねての計画通り、藩士後藤象二郎を通じて、大政奉還の建白書を幕府に提出、將軍慶喜は、この建白に接して大政奉還を決意し、在京諸藩の留守居を召集して、その意見を徵するとともに、遂に十四日に至つて、大政奉還を天皇に上奏、翌日勅許された。この日、一〇万石以上の諸大名に対して京都召集が令せられ、つづいて二十一日には、一〇万石以下の諸大名に対して同じ命令が發せられた。一方、慶喜が大政奉還を上奏したその日、鹿児島藩(日付は十三日)・萩藩に対していわゆる「討幕の密勅」が下された。これに際しては、中山忠能が中御門経之とともに活躍している(『大久保利通文書』慶応三年十月八日)。

詮は直ちに上京を決意し、まず二十九日に、成田紋左衛門らを先發せしめ、晦日家老松浦右膳以下の随員を決定、十一月十五日に、上京の首途式をおこない、翌十二月五日に、一言丸に乗つて平戸を出發した(『松浦詮伯年譜』五五―五六)。そして、十一月十一日には大村藩に、同十六日には佐賀・福岡の両藩に、それぞれを使者を派遣して、詮の上京を報告せしめた(『同』五六)。

一方、幕府の大政奉還はおこなわれたものの、その後の統一権力の在り方をめぐつて、鹿児島・萩藩を中心とする「武力討幕派」と、高知藩を中心とする「公議政体派」が、それぞれ自派に有利になるよう公卿に働きかけ、あるいは反目し、さらには会津・桑名両藩を中心とする佐幕派の動きも活発化するなど、中央政局は混迷の最中にあつた。

ところが、十二月九日の朝、突如クーデターが実施され、〃武力討幕派〃が勝利を占めた。このクーデターには、岩倉具視らとともに中山忠能が中心人物として活躍している。この日、尊王の諸藩兵によつて宮門が固められ、こうして王政復古の大号令が発せられた（『大日本維新史料稿本』慶応三年十二月九日の条）。〃討幕〃は今や国是となつたのである。

ところで、以上にみる活発な藩外実践行動と並行して、詮が藩内に実施した基本政策の目標・理念はどこにあつたのであろうか。慶応元年六月、「末節略年中之儀ニハ候得共、猶又一際嚴敷儉約取行度」念慮のもとに、厳しい節儉令を発布したが、この措置は「軍国之手当儲蓄向ハ勿論、士民撫育も十分行届」ことを目標に実施したもので、その狙いは「富国之基本」を樹立するところにあつた（『御用方日記』三七七―三七八）。さらに翌七月および慶応二年八月には、衣食住に関する詳細な規定を設け、慶応三年三月には、文武の奨励について重ねて訓令を発しているが（『御意濟帳』・「幹字公編年御夷録」四六八―四六九）、これらの一連の措置は、いわば安政・文久改革の基本目標の具体化であると同時に、慶応期における複雑な政治情勢への対応が、さらに一歩進めて「富国之基本」の樹立へと発展せしめたことを示すものであり、それは経済政策における自給体制の強化策から国益策への発展となつて現われる。

元治元年六月、詮は変事に際して輸入木綿が杜絶することを予想して、百姓に対し木綿栽培を奨励し、「旅売等決而不致、御領内融通相成候様」（『御用人日記』三〇六―三〇八）措置し、自給体制を強化したが、慶応元年五月には耕牛の他領販売、七月には古金銀ならびに銅銭の旅人販売、九月には材木の他領移出をそれぞれ禁止して（『御意濟帳』）、自治体制をいつそう強化した。材木の他領移出禁止に際して、「御国産之諸品は、御領内之民間ニ散布致、諸民不由無之様可致義肝要之事ニ候」（『同』）という場合、国産は国益（＝富国）という思想が前提となつてゐることはいうまでもない。しかし、耕牛の他領販売禁止令において、この措置が「深く諸作人之儀を被思召候而之儀ニ候」いながら、なおかつ諸作人が「却而等閑ニ相心得、竊ニ旅売致し、御法を背」（『同』）かねばならなかつた現状は、詮の主

観的意図と客観的現実とのギャップを示すものであり、寛政改革における百姓撫育策を目標とした註の農民政策の限界を示すものである。

ところで、自給体制の強化策ないし国益策をより有効に發揮するためには、物価調整と流通対策が必要となる。慶応元年四月および二年十月の法令は、それを狙いとして発布されたもので、「近年諸物価騰貴致」す現状において、「姦商黠買高利を貪る」行為に対して統制を加え、物価調整による商品の領内融通を期したのである（御意濟帳）。さらに、元治元年七月および慶応二年六月には、銀札の発行および改正をおこない、新たな流通政策を実施した。その狙いは「近年小錢払底相成、日用之通弁難相成候旨相聞得、依之右為弁用、此度銀札御出来相成」（「御用人日記」三二―三二二）というところにあつた。したがつて、平戸藩の銀札は、他藩でみるような国産品の買入資金として発行したものではなく、あくまでも（貨幣）流通対策として発行したもので、物価調整による商品の領内融通は、それによつて円滑さを増すことが可能となつたのである。

以上、厳しい節儉令と文武の奨励のもとで実施された慶応期の経済政策は、その内部に矛盾をはらみながらも、狙いは自給体制の強化↓国益策のうえに、領国経済を整備・強化するところにあつた。それによつて、「富国の基本」を樹立し、慶応期の複雑な政治情勢のなかで、活発な藩外実践行動を展開したのである。そして、これに呼応して、慶応元年十一月から家中上米を返還しはじめ、翌二年十一月には、これを悉く返還し「家世年表」二二、家臣団の経済力を強化した。

明けて明治元年、大政奉還・王政復古を不満とする佐幕派の諸勢力と「武力討幕派」は、遂に鳥羽・伏見において戦闘を開始した（戊辰戦争）。ときに正月三日。この日、詮以下の平戸藩兵を乗せた一言丸は大阪の安治川口に到着した。ついで四日には、大阪の平戸藩邸に入り、五日、各方面に派遣した探索員の報告を検討したのち、改めて国元に藩兵派遣の命令を下した。ついで道を山崎路にとつて七日に京都に到着、九日朝、宮中に参内して上京の旨を報告し、

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

直ちに大津守備を命じられた『松浦詮伯伝』一 五〇一—五〇六。

翌十日、詮は中山忠能に面接すると同時に、馬廻以上の全藩士に対して、慶喜反状の檄を飛ばした。そのなかで詮は、「彼（慶喜＝筆者）より兵端を開き候上は、慶喜反状明白、始終奉欺朝廷候段、大逆無道、其罪不可逃」（『幹宇公御伝』五〇六—五〇七）と述べ、ここではじめて「討幕」の意志を明白に表明した。詮は言葉をつづけて、「此節に至り、不弁大義、賊徒ニ謀を通じ、或ハ潜居為致候者ハ、朝敵同様、嚴罰ニ可被処候間、心得違無之様可致候事」（『同』五〇七）と警告している。ついで十六日には全藩士に対して、「京摂辺ニテ変動有之趣に就ては、此上動静之様子に寄、出張之儀御沙汰可有之も難計ニ付、即時出張之心得可罷在候」（『御用人日記』五〇九—五一〇）と命じ、即時出陣の用意をせしめた。

こうして、詮に率いられた平戸藩兵は、討幕軍の一員として、主として畿内の平定事業に従事し、討幕先鋒隊が東征したのちも京都にとどまり、三月末から四月にかけての明治天皇の大阪行幸には、親征従軍の一隊としてこれに従い、その守衛にあたった。そして、畿内の平定事業が終了するや、四月十四日、「不虞之備ヲ嚴ニシ、於国邑御指揮可奉待」（『幹宇公御伝』五七一—五七二）旨の命を受け、ひとまず藩兵を残したまま帰藩したのである。

五月十九日、平戸に帰城した詮は、直ちに次のような諭告を発し、広汎な藩政改革に着手した。

今般朝政御一新ニ付テハ、於列藩も御趣意奉体、速ニ政令変革、奉安宸襟候様、被仰出候ニ付、詮謹而王命遵奉、屹度非常大一新致シ、尽藩職、奉報天恩万分之一ヲ度存慮ニ候間、各素ヨリ同体之義、愈被尽啓沃之道ヲ、格別励精有之度頼入候也（『幹宇公編年御実録』五七五）

まず、同じ月の二十三日、門閥世禄を廃して人材登用をおこなう旨の布告を発した。「旧来之習俗大変革、政令一新、脱然門閥世禄之弊ヲ破リ、将来人材登庸ヲ第一とし、其器量ニ随ヒ、非常拔擢も、格落勤をも可申付候条、何れも王命遵奉之主意、厚相心得」（『同』五七六）というものである。ついで、六月十九日には、藩士の文武兼職を禁止

し、二十二日には、職制の大改革を断行し、寺社奉行・郡奉行・勘定奉行等の名称を廃して、奉行と改称し、かつ公務・寺社・刑法・郡村等の課を設けて、関係事務を処理せしめた。さらに、七月十四日には、藩士の階級を改正して、大者頭・者頭・奏者格・大小姓の四階級にしたのである〔松浦詮伯伝〕一五七九・五八八。

しかし、明治初年の藩政改革において、詮がもつとも重視したのは軍制改革であつた。由来平戸藩の銃隊は、海岸防備を中心とする大銃隊（Ⅱ大砲隊）が中心であつたが、詮は閏四月五日、洋銃（Ⅱ小銃）作成のため、藩士を福岡藩に派遣し、十四日には、全藩士に対して洋銃採用の旨を通達すると同時に、藩士を長崎に派遣して洋銃を購入せしめた〔松浦詮伯年譜〕六一―六二。ついで、帰藩後の六月二十三日には、洋銃を中心とする銃隊を編成し、七月七日には、砲術を統一して一統（御家流）とし、のちこれを鉄砲組と改めた。そして、八月八日には、従来の軍役令に大改訂を加え、全藩士を一番隊より十番隊に編成し直したのである〔幹字公編年御実録〕五九〇―五九二。こうして、平戸藩においては、明治元年八月に至つて、小銃隊・大砲隊を中心とする新しい軍隊組織ができあがり、同月九日には、奥羽平定のための諸隊が平戸を出発したのである。

このように、平戸藩が明治元年に至つて軍制改革を断行した理由は、どこにあつたのであろうか。それは、平戸藩が戊辰戦争に際して、近代装備化された西南雄藩の軍隊に接して、自らの軍事力の劣勢を痛感したこと、この年の三月、平戸に來航したイギリス軍艦の発射訓練をみて、その威力を認識したことなどによる。小銃隊・大砲隊を中心とする前述した軍制改革は、こうして生れ、それによつて、平戸藩は近代装備化された軍隊を東北戦争に派遣することができたのである。

しかし、以上みる維新への対応形態を元治の政変において、独自に藩論（尊王運動↓倒幕の論理）を統一し、慶応二年の軍制改革で全藩士をすべて西洋銃隊に編成し、翌年、在地給人をも包括する広い層の討幕派軍隊を成立せしめた大村藩に比較すると、その相違は明らかである。この相違が維新の論功行賞において、大村藩が三万石賜与されたの

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

に対し、平戸藩が僅か三千石しか賜与されなかつた理由にほかならない。

〔註〕

- (1) 貞享三年、平戸藩は長崎警備の手当として五、〇〇〇石の城付米を幕府より預けられた（「家世年表」二）。
- (2) 「天保九年順見上使を御尋之ヶ条御清書」によると、平戸藩における後期の開発新田高は、僅かに三、五〇〇石余にとどまつていたことが解る。
- (3) このとき平戸藩は、上野寛永寺の修復費として金一万両を賦課された（「家世後伝」四）。
- (4) 大阪留守居の葉山高行は、大塩の乱鎮圧のために出兵し、唐津藩大一揆で平戸藩兵は、一揆鎮圧のため藩境まで出兵している（「家世年表」二・「家世後伝」四）。
- (5) 「家世後伝」六は、寛政改革時における新田地の等級を上・中・下の三級にしているが、実際には、これに下々を加えた四級であった（「那方仕置帳」第五八条）。
- (6) 嘉永六年七月、ロシア軍艦が長崎に渡来した際も、曙は銃隊二組（大砲二門）を長崎に派遣すると同時に、自らも同地に赴いて、具にその様子を見聞したが、二カ月後には、再び異国船警固の命令を発している（「家世年表」二・「家世後伝」六）。
- (7) 弘化四年は、関東諸河川普請の手伝普請金として九、〇〇〇両、嘉永六年は、江戸城西丸の手伝普請金として同じく九、〇〇〇両を賦課された（「家世後伝」五・六）。なお「家世年表」二は、前者を八、九〇〇両余、後者を九、二〇〇両余としている。
- (8) 嘉永三年には、大風によつて年貢米八、〇〇〇石、同六年には、早魃によつて同じく二万石の減収をきたしている（「家世後伝」六・「家世年表」二）。
- (9) 春日・江袋の牧場を廢して神崎一カ所のみとし、また用馬については、「御召馬三疋・御用馬十九疋・駒三疋・月鹿毛一疋、都合二十六疋」（「御家老日記」九九）のみ残すこととし、他はすべて無償で家中に手渡した。
- (10) 五割を在宅させ三割を諸役所へ通動させる制度をいう。
- (11) これらの練兵が二月十一日に決定したのは嘉永五年である（「家世年表」二）。
- (12) 史料には名前が記載してあるが、ここでは一切省略している。
- (13) この年、地藏坂櫓の非常用備金は七、〇〇〇余両に達している（「御用人日記」一六一）。

(14) このときは、平戸島と地方筋の各村に配当されたが、その後、若岐国および小値賀にも配当された（『松浦詮伯伝』一六一二）。平戸藩で地方筋という場合は、九州内陸部の北松浦半島内の平戸領を指し、さらにこれを田平筋・志佐筋に分ける場合もある（「田畑御物成寄」）。

(15) 中山忠能は、清（静山）の二女愛子の夫にあたり、姉小路公逐（公知祖父）は、同じく七女節子の夫にあたる。

(16) 「天山流大砲御鑄立之年紀竝ニ御筒数」・「種子島流大砲御鑄立之年紀竝ニ御筒数」・「田付流大砲御鑄立之年紀竝ニ御筒数」。なお、元治元年に鑄造された田付流大砲について、「幹宇公編年実録」は「以ニ内帑余貨ニ、充其費」と説明しているから、安政・文久改革における節使令によつて半減された奥向の計費の一部が大砲鑄造費・軍事費に回わされたことは明らかである。

(17) 西尾陽太郎氏の研究によると、当時の黒田長薄は「天幕御一和、其の上での全国一統の攘夷」という思想を抱いており、七月中に熊本・鹿兒島・佐賀・久留米・柳川の各藩に使者を送り、「天幕御和熟・御一致の周旋」という趣旨での行動の一致を求めている（「黒田長薄と筑前勤王派」『史淵』九八輯）。

(18) 元治元年八月十五日、詮は内外にわたる緊迫した情勢のなかで、船手・足軽にも砲術を練習せしめるとともに、諸有司に對して、宿弊を一新するための「新規之儀」を申し出させ、「為御国家大小急務之事件等、假令忌諱に触候躰之儀も、不憚可申出事」（『御用人日記』三二〇）として、その意見を大胆に取入れた。また十八日には、「文武一新」のため武館を新設し、二十九日には、鑄造の地金を改めて領内から徵発し（『松浦詮伯伝』三三二）、自藩の防備体制の強化につとめてゐる。

(19) 西尾陽太郎氏は、前掲論文において、福岡藩の「乙丑の獄」を、「因循派と勤王派の対立ではなく」、つまり「藩内競争」ではなく、「長薄と勤王派との対決」という形で扱っている。

(20) 同じく西尾陽太郎氏は、「乙丑の獄」に、福岡藩の「西南諸藩に対する雄辯的立場」の崩壊の原因を求めている（前掲論文）。

(21) 『維新史料』は慶応元年七月十四日の条に、「平戸藩主松浦肥前守詮、今年二十六、學術ニ長ジ、一藩正義純粋（尊王ニ筆者）ヲ以テ任トシ、近來君側ニ人才ヲ拔擢シ、藩主庶政ヲ躬ラシ、執政能ク時態ヲ弁ジ、毎朝儒臣ヲ召シテ、經學ヲ研究シ、巳刻ヨリ藩府ニ出テ政事ヲ開ク。故ニ全国（一藩ニ筆者）挙テ正論、君臣同一ナリ」と記している。文中の「儒臣」とは、尊攘派の儒臣楠本確藏（端山）を指す。彼は元治元年六月、詮に對して尊攘論を展開、のち十事「教化・農本・賞罰・

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

幕末の藩政治と維新への対応形態（藤野）

輔弼・財用・山沢・刑獄・將帥・軍費・改革）について進言している（岡田武彦『楠本端山―生涯と思想―』第一部十）が、彼の詮に対する思想的影響は無視しえないものと思う。なお、端山に関しては、前掲書のほか、本紀要掲載の同氏『楠本端山書翰―楠本碩水宛―』を参照されたい。

(22) 元治元年十月、尊攘派の藩権力掌握のもとで、独自に藩論（＝尊王運動）を統一することに成功した大村藩では、小藩たる自覚にもとづいて、「大藩有志ノ驥尾ニ随ヒ、奉報鴻恩之万分一ノ外ハ無之」（『九葉実録』六一・「台山公勤王録」三）という政治方針を樹立し、その実現のため、「薩長」の和合について画策したが、「薩長連合」成るや、大村藩の鹿兒島藩に対する接近は急速に深まった（藤野保前掲『史林』四六ノ五掲載論文参照）。この藩は、かつて福岡藩と同盟を結んだことがあり、「乙丑の獄」には、平戸藩と同じく党争調停のため藩士を派遣している。こうした中小藩の動向（福岡藩からの離脱↓鹿兒島藩への傾斜）の幕末政治史に占める意義は決して少くない。雄藩としての地位の失格（福岡藩）ないし確定（鹿兒島藩等）ということの客観的意味は、ここに求められる。

(23) 楠本確蔵の「五不可」の論とは、「(一)王命がなくしては、邦域を離れて藩職を廢するやうなことがあつてはならぬ。(二)党を結んで朝政に干与してはならぬ。(三)薩摩の藩主は権道に従ひ功利を尚ぶものであるから、事を共にしてはならぬ。(四)王命が行はれず、列藩が意見を異にする際、挙動を慎まねば不測の患を生ずる。(五)幕府は衰えたりといつても、猶与奪の権を握つて居るから、軽々しく之を易侮してはならぬ」（岡田武彦前掲書第一部十）というものである。これをみると、慶応三年の段階で、平戸藩尊攘派のなかにも、「尊王」の二字において一致しながら、對幕府・對雄藩（鹿兒島藩）路線で、かなりの違いがあつたことが解る。

(24) その人数とは、「二隊ニテ、士分五十人、輕卒五十人、都テ銃隊ニテ、雜兵ハ無之」（「幹字公御伝」四八二）というものであつた。